

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成23年 2月5日
(2011年)

第1786号

毎月3回5の日に発行
(購読料は会費を含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

施政演説
1月24日

管内閣の大方針に 地域主権改革推進



衆議院本会議で施政方針演説を行う菅総理
【写真提供=内閣広報室】

1月24日に開幕した第177回国会で菅直人・内閣総理大臣は、施政方針演説を実施した。演説の中で菅総理は、今年の国づくりの理念として「平成の開国」「最小不幸社会の実現」「不条理をただす政治」の3つを提示。3つの理念を推進する土台が、菅内閣の大方針である「地域主権改革の推進」と位置付けた。

演説の中で菅総理は今年、地域主権改革が大きく前進すると明言した。理由の1つとなるのが一括交付金いわゆる「地域自主戦略交付金(仮

規模で実施することとなった。国会では、基礎自治体への権限移譲、総合特区制度の創設を提案すると強調する菅総理。「地域主権に対する慎重論を吹き飛ばしていきましょう」と意気込んだ。

なお、3つの理念のうち、「平成の開国」は▽包括的な経済連携の推進▽農林漁業の再生を通じた輸出産業への育成——などを通じ、「最小不幸社会の実現」は▽雇用対策の推進▽社会保障の充実▽国民参加の議論に向けた提案——などを通じ、「不条理をただす政治」は▽H.T.L.V.・1ウイルス特命チームによる不条理の解消▽「社会的孤立」の問題への取組——などを通じ、今の日本の危機から脱却を図りたいとしている。

意見募集の結果公表

自治法抜本見直しで——総務省

総務省は1月26日、地方自治法の抜本見直しに関する意見募集の結果をまとめ、公表した。この意見募集は昨年10月30日から11月29日にかけて、総務省が国民に対して実施し



本会の 対応を協議

地域主権に関する 調査特別委員会

本会の第3回地域主権に関する調査特別委員会(委員長 野田譲・仙台市議会議長)が1月20日、東京・全国都市会館で開かれ、地域主権改革の推進に関する本会の対応等について協議した。

特に地方自治法の抜本改正に向けては昨年12月3日、総務省に設置されている地方行財政検討会議が第7回本会議を開催。「地方自治法抜本改正についての考え方」の案(本紙第1781号に掲載)が示され、▽議長の議会招集権▽専決処分▽条例の公布の見直し——などについては、本会がかねてから求めてきた事項が盛り込まれたため、特別委員でも評価した。



挨拶する野田委員長

しかし「議員の位置付け」などについては引き続き検討とされたため、本会主張の実現に向け特別委では、今後とも訴えていく必要があると判断した。本会では特別委が11月11日にまとめた「地域主権改革の推進に関する本会の対応」に基づき、地方議会議員の法的な位置付けを明確とするため、地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定するよう求めていく。

【4面へ続く】

未だ深刻な医師不足

病院協議会が要望結果報告

全国自治体病院経営都市議会協議会(会長 西條正道・徳島市議会議長)は1月19日、東京・全国都市会館で正副会長・監事・相談役会議を開催し、平成22年度の要望運動結果を報告するとともに、今後の会議運営などについて協議した。

病院協議会では、安定した地域医療を確保していくため、22年度の重点要望として

▽地方交付税措置の拡充・強化▽医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置▽救急医療体制の確保・充実―などを掲げ、政府・国会に對し要請してきた。

特に深刻な状況にある医師不足については、引き続き23年度予算でも、医学部入学生員を緊急臨時的に増員することが認められたが、現在の危機的状況を打開するうえで、

即効性のあるものとはいえない。

会議では、こうした要望結果を踏まえ、自治体病院の安



挨拶する西條病院協会長(徳島市)

定的な経営、持続可能な地域医療の確保に向け、今後の協議会の会議・運動日程などについて協議、引き続き強力な要請運動を実施していくことを了承した。

当日は、総務省自治財政局

総会決議案まとめる

高速協議会が役員会開催

全国高速自動車道市議会協議会(会長 住谷幸伸・高松市議会議長)は1月27日、東京・全国都市会館で正副会長

の前田一浩・地域企業経営企画室長が「自治体病院等への財政措置」について説明。23年度地方財政収支見通しや、各自治体での公立病院改革プランの実施状況などを報告した。

る。また、流通や観光などの経済効果によって、各地方が個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための重要な社会基盤でもあり、一日も早い整備完了が待たれる。

しかし、高規格幹線道路網1万4000キロの供用率は、ようやく7割となったものの、先進諸国に比べ非常に低い水準となっている。さらに、現下の厳しい経済情勢及び公共事業政策などにより、地方圏における高速道路の建設は更なる遅れが懸念される。

このため決議では、高速道路は未開通区間(ミッシングリング)が解消されてこそ、その効果を最大限に発揮するものであるとして▽高規格幹線道路網整備の恒久財源の確保▽高速道路の原則無料化への慎重対応▽ミッシングリング解消のための必要十分な予算確保▽高速道路の料金制度は全国一律―などを掲げ、高速道路建設の促進を求めている。

要望の成果を報告

基地協議会が役員会開催

全国市議会議長会基地協議会(会長 石川一郎・千歳市議会議長)は1月19日、日本都市センター会館で正副会長・監事・相談役会議を開催し、平成23年度の運動方針や予算などについて協議、了承した。

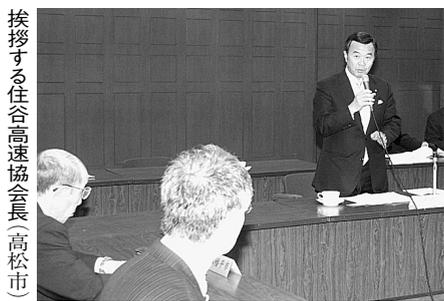
会議では、総務省自治税務局の後藤篤二・固定資産税課長と、防衛省地方協力局の松田尚久・地方協力企画課政策企画室長から、23年度基地対

策関係予算について、それぞれ報告があった。

基地関係予算については、現下の地方財政の極めて厳しい状況を踏まえ、総務省所管の「基地交付金・調整交付金」や、防衛省所管の「基地周辺対策経費」の所要額確保などを重点要望として掲げ、年末の予算編成時に関係方面へ要望運動を展開してきた。

その結果、基地・調整両交

このほか会議では、運動方針案として▽基地交付金・調整交付金の所要額の確保▽地方財政措置の充実強化▽基地周辺整備対策の充実強化―などを掲げ、関係各方面に對して強力に要望運動を行うこととした。同案は予算案とともに、2月3日に開催の総会で正式決定される。



挨拶する住谷高速協会長(高松市)

このほか会議では、運動方針を協議、これらの要望実現に向け、政府・国会など関係各方面に對し強力に実行運動を展開することとした。



挨拶する石川基地協会長(千歳市)

内閣官房は1月24日、第177回通常国会における「内閣提出予定法律案等件名・要旨調」をまとめた。法律案の総件数は64件。うち、自治体に関係する主なものを次のとおり掲載(※印は予算関連)。

【内閣府】

○内閣府設置法の一部を改正する法律案※

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

○障害者基本法の一部を改正する法律案(仮称)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)

○子ども・子育て支援法案(仮称)

○子ども・子育て支援法及び子ども園法の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律案(仮称)

【金融庁】

○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

【総務省】

○地方税法等の一部を改正する法律案※

【財務省】

○所得税法等の一部を改正する法律案※

【文部科学省】

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案※

【厚生労働省】

○平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案(仮称)※

177回国会
通常
内閣提出予定法律案抜粋
内閣官房(23年1月24日現在)

の一部を改正する法律案※
○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)

【農林水産省】

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案※

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

○森林法の一部を改正する法律案

【経産省】

○産業活力の再生及び産業界活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案

【国土交通省】

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律案※

○高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案※

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(仮称)※

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律正する法律案

○水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

議会人事

議長

▼牛久 茶谷 巖(11・4)

▼豊見城 赤嶺勝正(11・10)

▼延岡 稲田和利(11・30)

▼南砺 片岸 博(12・3)

議員

▼鳩ヶ谷 野口宏明(12・3)

▼西脇 村井公平(12・3)

▼阿南 秋本喜久雄(12・3)

▼小松 表 靖二(12・6)

▼伊勢 宿 典泰(12・6)

▼舞鶴 奥田保弘(12・6)

▼丹波 足立正典(12・6)

▼伊佐 山下親志(12・7)

▼飯山 久保田幸治(12・12)

▼三郷 酒巻宗一(12・14)

▼長野 寺澤和男(9・21)

▼伊勢 中川幸久(12・6)

▼舞鶴 尾関善之(12・6)

▼丹波 太田喜一郎(12・6)

▼観音寺 岡田正徳(12・7)

▼伊佐 福本千枝子(12・7)

▼飯山 水野英夫(12・12)

▼伊勢 堀切十四男(12・14)

▼舞鶴 尾関善之(12・6)

▼丹波 太田喜一郎(12・6)

▼観音寺 岡田正徳(12・7)

▼伊佐 福本千枝子(12・7)

▼飯山 水野英夫(12・12)

時の話題



エネルギーハーベスティング
環境からエネルギーを収穫

「エネルギーハーベスティング」とは、エネルギーを収穫するという意味。どこから収穫するかというと、周囲のあらゆる環境からである。

数年前、JR東京駅で利用者の歩く力を利用した発電実験があった。改札口周辺の通路に装置を設置し、人々が踏む力を電気エネルギーに変換させるものだった。しかし、大量の通勤客が改札口を通るのは実験期間中に限らないわけで、普段はそのエネルギー

源は放置されている。このように、熱や温度差、振動、電磁波、太陽光など、そこにあるのに使われていないエネルギーを収穫して電力に変換することを、エネルギーハーベスティングという。

この技術が注目されているのは、ユビキタスネットワーク社会においては、充電や燃料補給なしで長期間供給できる電源が不可欠だからである。欧米では研究が活発で、すでに商品化されているものもあるが、日本では各企業が個別に研究しているだけ。そこで2010年5月、メーカーや通信会社が集まって、この技術の早期のビジネス化を目指すコンソーシアムが設立された。日本の技術を集結させ、ぜひ、社会に役立ててほしい。

2月5日現在の市数 809市

うち	
指定都市	19市
中核市	40市
特例市	41市
一般市	686市
特別区	23区

【1面から続く】

議会のあり方(抜粋)

意見1

① 標記の制度について、現状をどのように認識され、制度の問題点をどのように考えますか。

(現状の認識)

何かにつけて議会・議員の横暴が目立つばかりである。一向に議会改革も進まず議会への関心が薄れる方向に進むことに危機感を抱いている。

特に、チェック機能としての位置づけが、議員自身の認識として定着せず、会派は形だけで形成されており、会派の意思決定が議会の意思決定として機能していない。

勝手放題な議会運営にいささかあきれ果てている。

(制度の問題点)

現状の地方議会には、二元代表制としての住民代表という姿勢や意識に欠けている。市民参加は勿論、もの申す市民と顔を合わせたり、話をしたりすることすら避けているようでは、議員以前の問題でもある。

一方、地方行政財政検討会議(平成22年6月22日)に提出された、資料(参考資料2-1)に示された「議会のあり方の見直しの考え方」の通りに、多くの外部の声が整理されれば、それなりの成果は得られると思うが、期待通りに集約されることになるとはいかないも信じ難い。そうならないうような努力してもらいたいと願う。

② ①の記述を踏まえて、どのような方向で制度を改正すべきと考えますか。

(改正の方向性)

① 議会のあり方 住民参加視点から言えば、議会と市民との広聴制度が法に規定されていない。議会に市民との公聴会を規定しなければ、議会は市民の代表とは云えないのではないかと。

④ 役所は市民・住民の代行事務所である。規模の拡大ばかりではない。その大小を問わず、議会の決定だけではなく、市民・住民の意思確認を規定すべきである。

意見2

① 標記の制度について、現状をどのように認識され、制度の問題点をどのように考えますか。

(現状の認識)

長と議会の関係において、平成22年6月22日付の「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」の3、長と議会の関係の見直しの考え方の(1)現行制度の課題の中の(議会が果たすべき機能の観点からの課題)において指摘されたような問題点が存在すると思えます。

(制度の問題点)

例えば、産業廃棄物の処分場の建設について、反対のため反対、一方では客観的に周辺住民の環境上の問題が危惧されるにも関わらず消極的に建設を認めてしまい、そしてその間住民を巻き込んだ不毛な感情的対立を引き起こしてしまいう可能性もありま

す。住民生活において、重大な影響が生じそうな事業や施策を行政が実施しようとするときは、何らかの客観的で信頼できる科学的な調査(影響度調査等)を実施し、報告できる第三者の専門機関を設置し、住民も議会、長もその結果の数値等を尊重し、その前提のもとで建設等の是非を議論する制度が必要と考えます。

(改正の方向性)

① ①の記述を踏まえて、どのような方向で制度を改正すべきと考えますか。

長が提案した議案を議会で、否定のための否定や感情的議論や無知識による否決を避けるため、長及び議会の双方が承認する一定の資格等を有する専門的な第三者の調査機関を設置し(また、長及び議会が設置を拒否した場合に、住民の側からでも単独で設置要求できるようにし)、争点となっている問題を客観的な数値や現時点での専門的な知識に基づき、長及び議会、住民に報告提言する機関を設置する。

意見3

① 標記の制度について、現状をどのように認識され、制度の問題点をどのように考えますか。

(現状の認識)

政務調査費、海外視察の成果が住民にわからない外国の地方議会とはかなり異なるようだ。

(制度の問題点)

政務調査費で調べた事は、企業秘密に類する物だと役人が言った。

② ①の記述を踏まえて、どのような方向で制度を改正すべきと考えますか。

(改正の方向性)

政務調査費で調べたことの報告会を開き、住民が議員の能力をチェックできるようにする。海外の良い制度を採用する。

意見4

① 標記の制度について、現状をどのように認識され、制度の問題点をどのように考えますか。

(現状の認識)

地方議員に当選して、議員なっても予算書、決算書などを読解できない議員が多数います。そのため議員研修は、1日位の概括的な研修で済ましているのが現状です。また議員は自らの自己研鑽をしなければならぬに、それらを怠っています。

(制度の問題点)

現状の選挙制度、地方自治法では、当選した議員の資質アップを図る制度がない。

(改正の方向性)

新入議員に当選した場合、議員研修を義務化する。それには、議員修業例を制定する規定を設ける。

市議会、北名古屋市議会があります。

意見5

① 標記の制度について、現状をどのように認識され、制度の問題点をどのように考えますか。

(現状の認識)

議会の権限について、見直しを行う必要がある。

(制度の問題点)

首長と議会の関係については、愛知県名古屋、鹿児島県阿久根市に代表されるようにともすれば市政停滞の要因となっている事例が複数見られるところである。地域経済が疲弊し財政が危機的な状況にある地方自治体にとつて、悪しき慣習や根拠のない既得権益を扨出し、民意に基づく真の行政改革を断行することは待たないの課題となっているところである。

しかし、現状の議員構成は、一部の支持層の利益代表となりがちで、多様な層の幅広い住民の意見を反映しているとは言えず、ともすれば「議決権」を乱用するなど、議会が行政改革の妨げとなるケースがあることも否定できない。本市にあつては、本年4月、市民生活にとつて急を要する日本脳炎のワクチン接種に伴う予算補正の必要が生じたため、直ちに臨時議会を招集し当該補正を提案したところ、明確な理由もなく否決とされ議決の見通しが立たなくなつたことから、やむを得ず専決処分とし、続く定例会で報告したものの、否決さ

れた。

継続審査については、現行法に基づく議会の権限ではあるものの、このように市民生活を無視したばかりでなく、ただいたずらに市政を混乱に陥れるような客観性の伴わない「権限の行使」が容認されることには大きな問題がある。

(改正の方向性)

① ①の記述を踏まえて、どのような方向で制度を改正すべきと考えますか。

継続審査等、議会の権限に委ねられているものについて、その行使が一部のためだけになく、市民全体のために望ましいものであれば、真摯に対応すべきと考え、真摯に上記のごとく、市民生活を無視した客観性の伴わないものであれば、それに正面から向き合うべきではないと考えるところである。

拙職としては、こうした緊張感のある関係が首長と議会の本来の関係であつて、公正性・透明性のある議会こそが「時代の要請」であると思慮するところである。

しかしながら、本市のごとく、現行法の規定ではいかんともし難い行政事例もあることから、今後の法改正にあつては、こうしたことを十分考慮されたうえで、議会に対し、あらゆる権限の行使にも説明責任と十分な客観性を求めるとともに、市民が等しく納得することを前提としたものでなければならぬ旨を規定に追加されるよう強く希望するものである。